

大和市告示第 6 8 号

大和市文化芸術活動支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 8 日

大和市長 古谷田 力

大和市文化芸術活動支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市文化芸術活動支援補助金交付要綱（平成 2 1 年大和市告示第 8 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「文化スポーツ部長」を「健幸・スポーツ部長」に改める。

第 6 条の見出し中「取り下げ」を「取下げ」に改める。

第 7 条の見出し中「補助事業」を「内定」に改め、同条第 1 項中「内定書を受領した後に」を「内定を受けてから次条第 1 項の規定による申請を行うまでの間に、内定を受けた」に、「規則第 8 条第 1 項に規定する補助事業計画変更申請書その他」を「文化芸術活動支援補助金交付要望変更申請書に」に改め、「書類を」の次に「添えて」を加え、同条第 2 項中「規則第 8 条第 2 項に規定する補助事業計画変更承認通知書」を「文化芸術活動支援補助金交付要望変更承認通知書」に改め、同条第 3 項中「第 5 条第 1 項の規定により内定した補助金の額」を「内定額」に改める。

別表第 2 第 4 号様式の項の次に次のように加える。

第 5 号様式	文化芸術活動支援補助金交付要望変更申請書	第 7 条
第 6 号様式	文化芸術活動支援補助金交付要望変更承認通知書	第 7 条

別表第 2 様式番号の欄中「第 5 号様式」を「第 7 号様式」に、「第 6 号様式」を「第 8 号様式」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。